

NEW

<令和7年6月改正>

まだ間に合う！

「カスハラ対策」セミナー



～法改正の概要と実務対応のポイントについて解説します～

令和7年6月、「労働施策総合推進法」の一部改正法が成立し、カスタマーハラスメント(カスハラ)防止対策の義務化が決定されました。これにより、すべての企業に対し、職場におけるカスハラの防止措置を講じることが求められるようになります。

本セミナーでは、改正法の概要を解説するとともに、企業が実務面で準備すべきポイントをわかりやすくお伝えします。

現場で起こりうる事例も交えながら、初動対応や従業員保護の観点からの取り組み方をご紹介しますので、ぜひご参加ください。



**日時** 令和7年9月19日(金) 13:30～16:30

**会場** 和歌山市 西コミュニティセンター

**受講料** 会員 4,400円、一般 8,800円(消費税込み)

**定員** 定員20人(受付先着順)

**講師**

平松 利麻 氏

(トラヴェシア社会保険労務士事務所代表)

社会保険労務士、産業カウンセラー。  
厚生労働省 和歌山労働局で4年間、労働時間削減や年休取得率向上、ハラスメント防止等、県下企業の働き方改革に従事。産業・法律・行政・学術と1人で4つの視点を持つ特長を活かし、セミナーからコンサルティングまで全国各地で幅広い活動を行っている。  
慶應義塾大学 SFC 研究所 所員(2019年度～現在)  
著書に「事例でわかる外食・小売業の労務戦略」(第一法規 2018)など。



和歌山県経営者協会 (担当:栗原)



和歌山市十番丁19番地 Wajima 十番ビル3階  
TEL:073-431-7376 FAX:073-422-0416  
E-mail:kuriharak@w-keikyo.com

セミナーお申込み FAX:073-422-0416 (和歌山県経営者協会)

▼ 下記にご記入の上、このままFAXにてご送信下さい ▼

事業所名	
受講者氏名	所属・役職
TEL	メールアドレス (受講票送付先)
受講料について ※恐れ入りますが、開催日前日(9月18日)までに下記口座にお振込みください。 紀陽銀行 本店営業部 普通預金 No.45306 和歌山県経営者協会	



QRコードからもお申し込みいただけます

※ メールにて受講票をお送り致しますので、メールアドレスは忘れずにご記入ください。

※ 申込書に係る個人情報については、県経営者協会の個人情報保護管理規定等に基づき、厳正に管理させていただきます。